

## ◆『いじめ防止対策推進法』で定めている事項

## ①「いじめ防止基本方針」の策定

策定主体	策定状況
国	策定済み（H29.3改定）
地方公共団体（府・市町村）	国の改定を受けて「羽曳野市いじめ防止基本方針」を今年度中に策定をめざす。（策定努力義務）
学校（羽曳野市小中学校）	策定済み（策定義務）・国の改定を受けて手直し等を行う

## ②法に定める組織（情報交換・啓発・対策方針・調査等）

設置主体	組織と設置状況
羽曳野市	羽曳野市いじめ問題対策連絡協議会（設置予定） 重大事態発生時の再調査組織（今後、市と委員会が連携して設置検討）
〃 教育委員会	羽曳野市いじめ問題対策審議会（設置予定） 重大事態発生時の調査組織（羽曳野市いじめ問題対策審議会と兼ねる。）
学 校	校内いじめ防止対策組織（設置済み）

## ◆「羽曳野市いじめ防止基本方針（骨子）」（※予定）

## 第1章 いじめ防止に対する基本的な考え方

1. いじめ防止対策推進法について
2. いじめの定義
3. いじめ防止の基本理念
4. いじめ防止の基本的な考え方

## 第2章 羽曳野市としての施策

1. 羽曳野市いじめ防止基本方針の策定
2. 羽曳野市いじめ問題対策連絡協議会の設置
3. 教育委員会の附属機関の設置
4. 再調査機関の設置
5. いじめ防止等に関する施策

## 第3章 羽曳野市立学校としての施策

1. 学校いじめ防止基本方針の策定
2. いじめ防止等に取り組む組織の設置
3. いじめ防止等に関する取組み
  - いじめの未然防止
  - いじめの早期発見
  - いじめへの対処

## 第4章 重大事態への対処

1. 重大事態とは
2. 重大事態の報告
3. 調査の主体と組織
4. 調査結果の報告及び提供
5. 市長による再調査等